

気づきのヒント

日常的に子どもたちと接する機会の多い先生が、子どもたちの変化の兆しを敏感に捉え、子どもたちのSOSを受け止めることが必要である。学校だけではなく、家庭や地域でも子どもたちの変化に対しての気づきの姿勢は大切ではなかろうか。

子どもたちの変化の兆しは一律ではない。子どもの性格や気質によって、表されるSOSも千差万別である。以下に示された一面的なプロフィールだけですべてが判断できる訳ではない。診断することが目的ではなく、子どもたちにどう関われば良いかという具体的な指導のための「ヒント」になればと思う。

○いじめ

【学校での兆候】

- ①はっきりしない理由で、欠席、遅刻、早退をする。
- ②いつもの友人と遊ばなくなり一人でいることが多くなる。
- ③特定の友達の顔色をうかがい、誘われるとすぐに従ったり、使い走りをしたりする。
- ④悪口を言われても、愛想笑いをするなど反抗しない。
- ⑤元気がなく浮かぬ顔で、いつもと様子が違う。
- ⑥時々涙ぐんでいる。
- ⑦給食を残すなど、食欲がなくなる。
- ⑧衣服に破れや汚れが見られたり、顔面や手足に擦り傷や打撲のあとが見られたりする。
- ⑨教科書、ノート、机、椅子などが汚されたり、落書きされたりする。
- ⑩授業中に先生の質問に答えるとき。周りの者がやじや奇声を発する。
- ⑪クラスの役員などを突然やめたいと言ってくる。
- ⑫保健室へ出入りすることが多くなる。
- ⑬先生に何かを相談したい素振りで職員室前をうろうろする。

【家庭での兆候】

- ①携帯電話やメールに敏感になる。
- ②学校や友達のことを聞かれると怒りっぽくなったり家族との会話を避けたりする。
- ③金遣いが荒くなったり、小遣いをしつこく要求したりする。
- ④成績が急に下がったり、家庭学習をしなくなったりする。

○不登校

【学校での兆候】

- ①遅刻や早退が多い。
- ②特定の曜日、特定の授業に欠席・欠課が多い。
- ③欠席や遅刻の理由がよく変わる。
- ④表情が硬く、異常な緊張をする。
- ⑤暗く、伏し目がちである。
- ⑥指名されることに恐怖感を示す。
- ⑦成績が急激に低下する。

- ⑧特定の教科を嫌がる。
- ⑨体の不調を訴え保健室を煩雜に利用する。
- ⑩普段とは違った様子が見られる。
- ⑪体に傷、服装の汚れや乱れがある。
- ⑫仲間はずれにされている。
- ⑬友人を避ける。
- ⑭寂しそうな素振りをする。
- ⑮用事もないのに職員室に来る。

【家庭での兆候】

- ①朝食に長い時間を費やしたり、身仕度に手間取るようになる。
- ②家の中に閉じもり、戸外で友達と遊ぶことが少なくなる。
- ③学校での不満を訴えたり、いらっしゃるのが目につく。
- ④学校のこと、友達のことを話さなくなる。
- ⑤わがままや甘えが目立つようになる。
- ⑥前の晩は学校に行く準備をしているが、朝になると起きられない。
- ⑦朝「気分が悪い」とか「頭痛、腹痛がする」と訴え、実際に嘔吐や下痢・発熱がある。
- ⑧家族と一緒に食事をとらないなど、自分の部屋にいる時間が長くなる。
- ⑨学校に関係する学習をしなくなるが、学習塾や習い事は苦にならない。
- ⑩テレビやゲームで時間を費やすことが多くなり、夜遅くまで起きている。

○子ども虐待

【子どもの特徴】

- ①表情が乏しく深みがなく、笑顔が少ない。
- ②特別な病気がないのに、身長や体重の増加がよくない。
- ③おびえた泣き方をする。
- ④時折意識レベルが低下する
- ⑤癪が激しい。
- ⑥不自然な傷やくり返し同じような傷がある。
- ⑦傷に対する親の説明が不十分である。
- ⑧他者とうまく関われない。
- ⑨他の子どもに対して乱暴である。
- ⑩衣服や身体が非常に不潔である。
- ⑪言葉の発達が遅れている。
- ⑫基本的な生活習慣が身に付いていない。
- ⑬衣服を脱ぐことに異常な不安をみせる。
- ⑭年齢不相応な性的な言葉の性的な行為が見られる。
- ⑮他者との身体的接触を異常に怖がる。
- ⑯万引き等の非行が見られる。
- ⑰落ち着きがない。
- ⑱虚言が多い。
- ⑲授業に集中できない。
- ⑳家出を繰り返す。

(芦屋大学 新井野 久男)

現場から

2008.5.10 朝日

刑事責任を問えない14歳未満の「触法少年」への強制調査権を警察に与え、少年院に収容できる年齢を「14歳以上」から「おおむね12歳以上」に引き下げた。昨年11月の改正少年法の施行から半年がたった。低年齢者による殺人など全国で凶悪事件が相次いだのがきっかけだが、少年法の「厳罰化」「適正化」と評価は分かれる。少年の更生に求められているものは何なのだろうか。補導の現場を歩いた。

(本間沙織)

改正少年法 施行から半年



路上に座り込んでいた少女ら(手前)を注意する補導員たち=神戸市中央区

更生に必要なものは...補導の「同行」

新学期が始まった当初は、生活環境の変化に伴い、不規則行動に走る少年少女が増え傾向にあるという。この

取材を通じて、犯罪を起さないより今年たちを育てる社会全体の取り組みの重要性を感じた。

県教委は98年から、中学2年生に職業体験をさせる、

「トライやる・ワイーク」に取り組んでいる。子供たる市教委員会やボランティア自身で生き方や考え方を見つめられるよう支援することを運営して大規模な目的だ。

これまでに約50万人の生徒が体験した。

近年の凶悪事件で逮捕された少年らが、広汎性発達障害の一つか、「アスペルガー症候群」と認定され

るケースが目立つ。心理学博士で六甲カウンセリング、8人と16歳より4万人

研究所(西宮市)の井上敏明所長は「周囲が少年らの

特徴を理解し、個性を認め、じっくり向き合ひが人」と比べて約18%増え

大切。幼少期から本人に適した治療を受けられる環境

の整備が必要だ」と話す。

法改正に反対の立場をとる弁護士も賛成の遺族も、

少年の更生を願う気持ちと同じだ。厳罰化の流れが進む中、少年の保護施設の少年院の整備、その家族のサポート態勢などについてどうだけの議論が交わされているのだ。

社会全体での取り組み 重要な

「16歳」
「未成年なのに、たばこ吸

っていいの？」と話した

「これは僕が吸ったんじゃ

ないよ。隣の部屋にいる20歳

の先輩が吸つてらつたたば

こ」

補導員は、少年が着ているシャツの胸ポケットを指さ

し、「じゃあ、ポケットに入

れてるの何?」とすかさず

この日、三宮の繁華街周辺

で、補導員の質問に素直に答

えていた。

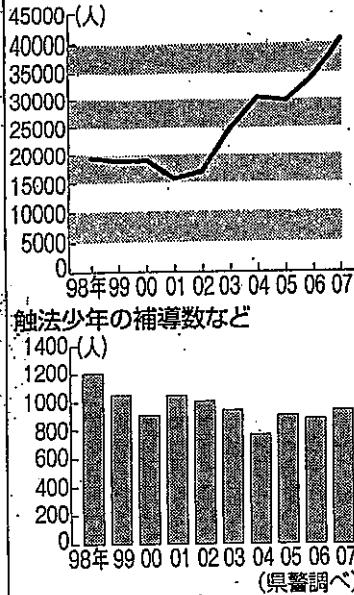
「ちゃんと伝えておく」など

の依頼が来るほどになつ

た。

少年法改正の動きが出た

自然な流れかもしれない



新学期が始まつて間もない4月下旬の金曜日午後7時過ぎ。警察官や補導員、中学・高校の教諭ら計約160人が、神戸市中央区の阪急三番街北側の広場に集まつた。五つの班に分かれ「少年補導」と書かれた緑色の腕章を腕に巻き、繁華街で探し出した。

「いんじわは、補導員です。何歳?」

未成年者のいる部屋を確認。補導員はガラス戸越しに少年らが部屋の中で喫煙や飲酒などをしているかを調べた。テープの上の灰皿にたまつた吸い殻を見つけると、ドアをノックして部屋に入った。少年と少女が計3人いた。

「いんじわは、補導員で

いわむり、身分証明書の提示が、飲酒や高麗製服で街をう

語った。

コミュニティ



高松由美子さん

高校1年の長男(当時15歳)を、同級生を含む10人によるリンチで亡くなった高松由美子さん(53)=楠美町リ=は2年、NPO法人「ひがいひ被害者支援センター」の立ち上げに携わった。

—少年法の改正について警察が触法少年の事件についても強制調査の権限を持ち、本人や保護者から話を



野口善国弁護士

野口善国弁護士(兵庫県弁護士会)=は、神戸市須磨区で97年に起きた連続児童殺傷事件で逮捕された少年(当時14歳)の付添人弁護士を務めるなど、少年事件に数多くかかわってきた。

—少年法の改正についてこれまで14歳未満の触法少年は刑事責任能力がないとされ、保護・福祉の問題として

事件の真相をより多角的に深く追求できるようになつたと思ふ。少年院送致の年齢も引き下げられたが、人の命を殺めた「生命犯」事案につらては、何歳であろうと

引き下げられたが、人の命を殺めた「生命犯」事案につらては、何歳であろうと

少年に望むことは、少年に望むことは、

刑罰が科されることで、私

に保護者が同伴し、保護者自

身への教育についてももつと

が、被害者支援センターの活

動に携わるきっかけとなつ

た。活動を通して被害者が

苦しみを訴えることだと思つ

て行動してきた。

賛成

罪受け止め立ち直り

犯した罪を受け止めるべきだ。そうしないと、本当に立ち直りにはならない。その上

で、家族や周りが少年をサポートしていくべきだと思

う。—息子さんを殺めた加害

だ。そうしないと、本当に立ち直りにはならない。その上

で、息子は15歳で成長が止まつたままだのに、彼らが大人になつていてこのを見るのは正直つらい。けれども、私は息子

の成長を彼らに託すしかな

れることになりを盛り込んだ新

たな改正案が今国会に提案さ

れていました。

被害者と遺族の権利が反映

されるようになってきました。

—原則非公開の少年審判

で、被害者や遺族の傍聴を認

めて、被験者が自分なりに

が、喪に服すことだけと思つて

反対

愛されれば必ず変わること

じのやうな感じだった。少年の犯罪の多くは、親に愛された感覚を持ってない子供が起こしている。愛情を求めても与えられない。なかつた少年たちに、厳罰を科すことでも更生できるとは思えない。

—息子さんを殺めた加害

だ。—少年事件に携わるきっかけは

大学生の頃、補導少年の委

託先施設で、高校2年生の方

長崎県佐世保市の小学校で小6児童が同級生を殺害する事件を契機に法改正の動きが出た。少年は施設に入つても万引きを繰り返していた。そし

て、少年は施設に入つても万引きを繰り返していた。そし

て、少年は施設に入つても万引きを繰り返していた。そし

て、少年は施設に入つても万

引きを繰り返していた。そし

て、少年は施設に入つても万引きを繰り返していた。そし

て、少年は施設に入つても万

引きを繰り返していた。そし

て、少年は施設に入つても万

引きを繰り返していた。そし

て、少年は施設に入つても万

引きを繰り返していた。そし

て、少年は施設に入つても万

引きを繰り返していた。そし

て、少年は施設に入つても万

引きを繰り返していた。そし

て、少年は施設に入つても万